

令和7年 月 日

鹿児島市船舶事業管理者
船舶局長 橋 口 訓 彦 様

住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

機能証明書・提供機器名一覧及び納入証明書

電子複写機の賃貸借契約に係る制限付き一般競争入札の参加資格審査申請をするにあたり、別紙のとおり提供予定の機器が仕様条件を満たすこと及び仕様書に記載された供用開始日時までに納入することを証明します。

なお、提供機器は以下のとおりです。

- 機能証明は別紙のとおり
- 提供機器

出力スピード(モノクロ・フルカラー)	台数	提供機器 (メーカー・機種)
モノクロ 35 枚以上/分	1	

※機能証明については、証明欄に機能を満たす場合は○を、満たさない場合は×を記入して下さい。

1 基本機能		証明
(1)規格	① フルカラーデジタル複合機 未使用のもので、当該機器の最新機種に限る	
	② 35枚機以上40枚機未満の機器であること	
(2)型式	① コンソールタイプ又は専用台付きデスクトップ式であること	
	② 電源は、オプションを含みAC100V・15Aの2電源以下で対応できること	
(3)機能	① コピー機能、ネットワークプリンタ機能、ネットワークスキャナ機能を有すること	
	② コピー、プリンター等の排紙先が2箇所以上あること	
	③ 機器の使用に関してはタッチパネルで使用できること	
	④ 省電力時にプリンター出力が可能であること	
	⑤ デジタルソート機能を有し、帳合や仕分けが可能なこと	
(4)複写サイズ	① A3から葉書サイズの印刷が可能なこと	
(5)給紙	① A4、A3、B4、B5の4種類の用紙を常時セットできるトレイを4段以上装備してあること	
	② マルチ手差しトレイを装備してあること	
	③ 古紙配給率100%の再生紙に対応可能であること	
(6)HD及びメモリ	① 320GB以上のハードディスク及び1GB以上のメモリーを装備してあること	
(7)原稿送り装置	① 最大A3サイズ対応の自動両面原稿送り装置を装備していること	
(8)使用枚数管理	① 使用枚数を適正に管理するカウンタ機能を有すること	
	② プリンタ出力に関しては用紙片面1枚を1カウントとしてカウントすること。また、実出力のみをカウントするものとし、取り消したジョブ等はカウントしないこと	
	③ カラー・モノクロ別のカウンタが可能であること。	
	④ スキャナの使用に関しては、カウントしないこと	
(9)環境対応	① 国際エネルギースタープログラムに適合していること	
	② グリーン購入法(複写機)に適合していること	
	③ エコマーク(No.177複写機基準)に適合していること	
(10)セキュリティ	① 機器返却後及び修理でのHD交換時、残存データの処理を受注者の責任で確実に行うこと	
	② ①について複合機内のデータが漏洩した場合、一切の責任を受注者が負うこと	
	③ 複合機のOSはWindows系のOSを使用しないこと	
	④ 複合機内に一時的に蓄積されたデータは、消去あるいは暗号化できること	
(11)電波障害	① VCCIクラスA又はクラスBに適合していること。ただしクラスAの場合に他の機器に電波障害が発生した場合は、直ちに適切な対策を講じること	
2 コピー機能		証明
(1)複写速度	① 片面の複写速度がモノクロ35枚以上/分であること(A4横)	
(2)解像度	① 600dpi相当、256階調以上の解像度を有し、フルカラー対応であること	
(3)ファーストコピータイム	① カラーコピーのファーストタイムは6.9秒以下であること	
(4)ウォームアップ	① カラーコピーのウォームアップタイムは21秒以下であること	
(5)機能	① 自動両面複写機能を有すること	
	② 回転コピー及び回転縮小機能を有すること	
	③ 25%～400%まで1%刻みで任意に拡大縮小ができること	
	④ カラーモード、モノクロモードの選択が可能であること。	
	⑤ 印字機能を有すること	
	⑥ 割り込み印刷機能を有すること	
3 ネットワークプリンタ機能		証明
(1)プリント速度	① 片面のプリント速度が35枚以上/分(A4横)であること	
(2)解像度	① 600dpi相当以上の解像度を有すること	
(3)プリン外ドライバ及びプリンタユーティリティ	① WindowsVista/7、ライセンスフリーであること	
	② Windows8以降についてもライセンスフリーで対応可能であること。	
(4)対応プロトコル	① TCP/IP対応であること	
(5)インターフェース	① 100BASE-TXに対応したネットワークインターフェースを有すること。	
(6)その他	① パソコン上でモノクロモード、カラーモードを任意に選択できること。ただし、プリントの初期設定はモノクロとすること。	
	② パソコン上から両面印刷、集約印刷、ソート、ステーブル等の印刷指示ができること	
	③ パソコンから出力指示したデータを蓄積可能であり、複写機で画面操作し、個々のパソコン及び文書の選択をすることによる出力が可能であること。	
	④ 原則デジタル複合機のみで上記機能を実現し、他に機器やソフトウェアを必要としないこと。	
	⑤ 不定形サイズの登録ができること	

4 ネットワークスキャナー機能			証明
(1)スキャン速度	①	片面のスキャン速度が80枚以上/分(A4横)であること	
(2)解像度	①	400dpi相当、256階調以上の解像度を有し、フルカラー対応とすること。ただし初期設定値は200dpiとし、使用の都度簡単に変更できること。	
(3)スキャンドライバ及びスキャナユーティリティ	①	WindowsVista/7、以降についてもライセンスフリーで対応可能であること。	
	②	Windows8以降についてもライセンスフリーで対応可能であること。	
(4)対応プロトコル	①	TCP/IP対応であること	
(5)インターフェース	①	100BASE-TXに対応したネットワークインターフェースを有すること	
(6)機能	①	スキャンしたデータは、PDF・JPEG及びマルチページTIFFのファイルフォーマットに変換できること、初期設定はマルチページPDFとすること	
	②	スキャンしたデータをE-mailで送信できること。	
	③	上記機能については原則デジタル複合機のタッチパネルにより可能とし、他に機器やソフトウェアを必要としないこと、もしソフトウェアを必要とする場合、パソコンのメモリに常駐しないこと、ソフトウェアはライセンスフリーまたは必要なライセンスを受注者で用意すること	
	④	スキャンしたデータを暗号化することができること。	
	⑤	スキャンしたデータの宛先は100件以上登録できること。	
	⑥	本体に保存されたスキャンデータについては、消去までの時間を設定できること。初期設定は1日とすること。	
	⑦	⑤の宛先登録はWEBブラウザ上で行えること。WEBブラウザ上で行えない場合は、受注者が発注者の全ユーザーの共有フォルダあるいはE-mailでの使用課の共有メールの宛先登録を行うこと	